

介護報酬の算定について

1 介護給付費算定に係る体制等に関する届出

介護給付費算定に係る体制等に変更（減算となる場合を含む。）がある場合は、事前に届け出る必要があります。

なお、新たに加算を算定する場合には、届出書類を基に算定要件の審査を行い、算定要件を満たしていると認めた場合に限り受理します。

ただし、事後調査等により、届出時点において算定要件に合致していないことが判明した場合、当該届出について取り消すことがあります。この場合、介護給付費の返還措置等を講ずることになりますので、算定要件を十分に確認し、適正に実施してください。

2 提出期限

届出に係る加算等については、提供するサービスの種類により提出期限が定められています。サービスごとの提出期限は、次のとおりです。

サービス種類		届出に係る加算等の算定の開始時期
居宅サービス・施設サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・（介護予防）訪問通所サービス ・（介護予防）居宅療養管理指導 ・（介護予防）福祉用具貸与 ・居宅介護支援 ・介護予防支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・届出が毎月 15 日以前にされた場合には翌月から ・16 日以降にされた場合には翌々月から
	<ul style="list-style-type: none"> ・（介護予防）短期入所サービス ・（介護予防）特定施設入居者生活介護（短期利用を含む） ・施設サービス 	<ul style="list-style-type: none"> ・届出が受理された日が属する月の翌月（届出が受理された日が月の初日である場合は当該月）から
地域密着型サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・複合型サービス ・夜間対応型訪問介護 ・（介護予防）認知症対応型通所介護 ・（介護予防）小規模多機能型居宅介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・届出が毎月 15 日以前にされた場合には翌月から ・16 日以降にされた場合には翌々月から
	<ul style="list-style-type: none"> ・（介護予防）認知症対応型共同生活介護（短期利用を含む） ・地域密着型特定施設入居者生活介護（介護予防を含む） ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・届出が受理された日が属する月の翌月（届出が受理された日が月の初日である場合は当該月）から

3 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかに届出を提出してください。この場合、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定は行わないでください。届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費は不当利得となるので、返還措置を講ずることとなります。

4 サービス提供体制強化加算

サービス提供体制強化加算の算定要件である職員の割合の算出については、前年度の平均を用いることとなっています。算定要件を満たしているかどうかについては、毎年度、事業所において確認していただく必要があります。2014年度（平成26年度）の算定にあたっては、2013年度（平成25年度）実績の平均を用いることとなりますので、福山市ホームページ掲載の様式を用いて計算し、算定要件の確認をしていただきますようお願いいたします。

5 介護老人福祉施設等の看護体制加算

看護体制加算は、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表では、「あり」「なし」のみですが、「加算Ⅰ」と「加算Ⅱ」があり、算定要件が異なります。算定内容を変更する場合は、「2 提出期限」の記載を参照して、届出書類を提出してください。